

鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

第2回児童支援部会 議事要旨

〔日 時〕 令和6年3月25日（月）午後1時から午後3時まで

〔場 所〕 鳥取県立図書館大研修室（鳥取市尚徳町101）

〔出席者〕

○社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会

加藤由利委員、菅田理一委員、田中俊幸委員、田村和宏委員、徳岡洋子委員、森田明美委員、渡邊大智委員（以上7名）

○事務局

子ども家庭部長 中西朱実、子ども発達支援課長 松本剛志、皆成学園長 林裕人

〔議題〕

- 1 設備、職員配置、入浴支援の実施方法、各種マニュアルについて
- 2 入所時の医療情報の引継ぎ、主治医、学校、保護者等との情報共有について

〔部会の概要〕

1 開会

2 議事

- (1) 田村部会長の指名により、田中俊幸委員及び森田明美委員が議事録署名委員に選出された。議事に個人情報が含まれるため、一部非公開により進行した。
- (2) 検討すべき課題について、第1回部会での意見を踏まえ、①本事案に係る過失の有無や損害賠償の要否の検討は十分であったか、②再発防止策と現状の課題はどうか、③保護者とのより良い関係を築くための対応はどうあるべきか、④施設の現状や子ども達の状況に応じた対応を含めた体制はどうあるべきかを、検証論点に加えることとした。
- (3) 委員からの意見の概要

ア 設備、職員配置、入浴支援の実施方法、各種マニュアルについて

a 児童の入所施設の入浴設備（浴室、浴槽）のあり方

- ・職員が見守りをしているとしても、安全又は迅速な連絡手段を確保する装置等を備えたほうがよい。
- ・自立目標に応じた適切な入浴設備を検討して整備する必要がある。

b 施設の現状、子ども達の状況に応じた職員体制等のあり方

- ・主治医の見立てと、施設が本人状況に応じて対応した方法との間に、齟齬、矛盾があることが、この事案が起きた背景に大きく関わっているのではないか。
- ・業務チェック体制、インシデント・アクシデントの共有が重大事故を防ぐことにつながる。
- ・マニュアルの周知方法等は、データベースだけでなく、書類を回覧しそれに押印するなどの以前の手続きも含めて徹底してはどうか。

c 児童のプライバシーに配慮した安全な入浴支援のあり方

- ・判断力が弱い児童の場合は、プライバシーよりも安全を最優先とすることも必要ではないか。

d 児童のプライバシーに配慮した安全な入浴支援のあり方

- ・マニュアルの作成方法として、総括的なマニュアルを作成し、個別事情を反映させたほうがよい。また、マニュアルに「原則として」という規定を入れるのであれば、例外を限定するとよい。
- ・マニュアルを活用しやすくする工夫が必要ではないか。
- ・主治医との情報共有及び連携が不十分なままに支援が実施されたことが大きな問題点ではないか。

イ 入所時の医療情報の引継ぎ、主治医、学校、保護者等との情報共有について

a 医療情報の引継ぎのあり方

b 主治医との情報共有のあり方

c 学校との情報共有のあり方

d 保護者との情報共有のあり方

- ・保護者から支援方法の希望がなくとも、必要な支援がなされる必要がある。
- ・保護者や教員に受診に同行してもらうことで、子どもの状況を共有することが大切と思う。

***すべての論点において、次回改めて検討することとした。**

(4) 次回部会開催日は、後日調整することとした。